

渕原智幸著

『平安期東北支配の研究』

河原 梓 水

一 本書の概要

本書は、古代から中世移行期に関する東北支配について、一貫して挑戦的な論考を発表し続けている著者の初の論文集である。本書の構成は以下の通りである。

- 第一章 平安前期東北史研究の再検討
 - 「鎮守府・秋田城体制」説批判—
- 第二章 磐井郡の成立 —平安初期陸奥北部の境界領域—
- 第三章 九世紀陸奥国の蝦夷・俘囚支配
 - 北部四郡の廃絶までを中心に—
- 第四章 九世紀の「奥地」と元慶の乱
 - 附論一 「奥地」と元慶の乱に関する覚書
- 第五章 古代末期の東北支配と軍事力編成
 - 国衙軍制成立史の一断面—
- 第六章 藤原実方の陸奥守補任

—十世紀末の小一条家に関する一考察—

第七章 平安中後期の陸奥北部支配と安倍氏

附論二 仁和三年以後の東北官人補任

附論三 歌枕の用例分析からみる平安期東北支配の推移

終章 古代中世移行期の東北支配

—付、清原氏に関する試論—

本書の眼目は、十世紀以降の東北支配に関する見通しとして通説的な学説、いわゆる「鎮守府・秋田城体制」説の批判にある。したがって本書の第一義的な価値は、同説への批判の当否にかかっていると言える。そのためいささか煩雑になるが、「鎮守府・秋田城体制」説の論点について簡潔にまとめた上で内容紹介に入り、論点を明確にしたい。

「鎮守府・秋田城体制」説は、遠藤巖氏による秋田城介受領官化の議論を、熊谷公男氏が継承発展させ体系化したものである^①。氏は、長和三年（一〇一四）、藤原道長に莫大な献物を行なった鎮守府將軍平維良、康保四年（九六七）、数十字の官舎を造立し、千余石の不動穀を委納した出羽介秋田城司散位実忠といった人物が保持したと考えられる受領官的権限が、いつごろ、いかに成立したのかという点について検討する。九世紀初頭にはじまる鎮官別任制を画期として、鎮守府の国府からの官制面での独立がまず始まるとする。そして承和・斉衡年間（九世紀半ば）の陸奥国奥郡の騒乱を契機として、蝦夷系豪族を基礎に置いた新たな北方支配体制が構築されたことが鎮守府の独立性を強め、さらに十世紀初頭、岩手郡の成立を以て奥六郡が成立し、これを鎮守府の管郡とすることで完全に国府から独立したとする。財政的にも、砂

金・馬などの陸奥国貢納物の入手を国府から請け負うことで独立性を強めたとする。

このように、熊谷氏の「鎮守府・秋田城体制」説では、承和・斉衡年間の騒乱の評価、岩手郡をはじめとする奥六郡の成立時期などが、重要な論点となってくる。以上をふまえた上で、本書の内容を章ごとに紹介する。

二 内容紹介

序章は、九世紀以降十一世紀頃までの東北支配に関する研究史と、本書の構成についての簡潔なまとめである。

第一章では、「鎮守府・秋田城体制」説に関する研究史を整理し、同説は中世史研究上の要請から演繹的につくられた面が強く問題が多いと指摘する。そして同説が前提とする、鎮守府將軍による奥六郡の支配権の確立について批判し、六郡のうち四郡が十世紀までに廃絶しており、鎮守府將軍の管郡として存在していないと指摘する。そして鎮守府・秋田城は十世紀以降もあくまで国府の被官として、辺境での交易や防備を担当するだけの「単なる外交・軍事・交易センター」だったと位置づける。

第二章では、奥六郡の磐井・胆沢・江刺という三つの郡が、九世紀初頭の胆沢城造営を機に一斉に設置され、胆沢城の広域支配下に置かれたとする伊藤博幸氏の見解を批判する。磐井郡は胆沢・江刺とは成立を異にする郡であり、延暦末年（八〇五）頃には栗原郡の一部であったものが、伊治城の廃絶を契機に分置されたことを明らかにする。

第三章では、第一章で著者が明らかにした四郡廃絶の過程を考

察する。宝龜五年（七七四）に始まる三十八年戦争の後半期である八世紀末、懷柔策が大幅に強化されたことを指摘し、エミシ移配は制裁措置ではなく懷柔策の一環であること、懷柔策の行き詰まりを一因として北部四郡の治安が悪化し、承和・斉衡の騒乱が勃発、徳丹城がやむなく廃絶してしまうことを指摘し、結局この騒乱を鎮圧できず北部四郡も廃絶してしまうという新しい見通しを提起する。

第四章では、九世紀後半に勃発する元慶の乱関係史料等にも見える「奥地」について、従来のように出羽国北辺に比定するのではなく、陸奥国北辺、具体的には爾薩体・都母などの地域に求めるべきであると主張する。本見解には熊谷公男氏からの批判があるが、著者は附論一において小野春風・坂上好蔭らの行動を分析することで自説を補強し、私見を訂正する必要はないとする。

第五章では、地方軍制の変化とそれともなう辺境支配の変化を検討し、一〇世紀前半の承平・天慶の乱以後、国家は軍事貴族の兵力に依存する形で軍事力を強め、十世紀半ば、特に天曆元年（九四七）ごろを画期として、北方支配を大幅に拡大したとする。そして、軍事貴族の鎮守府將軍補任の初例である平貞盛以後、軍事貴族は鎮守府に常駐するようになり、奥六郡域における支配権を強めていくとする。これにより鎮守府は国衙の統制を離れてゆき、従来「鎮守府・秋田城体制」と捉えられた状況に至ると結論づける。

第六章では、長徳元年（九九五）における藤原実方の陸奥守補任人事の理由を検討する。実方の経歴・官歴、そして小一条家と陸奥守との緊密な関係を詳細に検討することで、実方の陸奥守補

任は、後の三条天皇の女御となった義妹、城子をはじめ近親者を経済的に支援するため、という岸上慎二氏の説を支持し補強する。

第七章では、十世紀半ば以降の陸奥国における、在庁官人層の編成状況を分析する。当該期の陸奥国では、平安初期以前に移住してきた郡領氏族等の末裔（移民系豪族）が勢力を保ち、その後も辺境軍事貴族等の新興勢力と関係を結び生き延びていったことを明らかにする。そして、奥六郡安倍氏はこのような移民系豪族の系譜に連なる一族であった可能性が高いとし、彼らの台頭の契機を長元元年（一〇二八）ごろ以降の鎮守府將軍の不在化に求める。

附論二では、六国史における官人補任記載がなくなる仁和三年（八八七）以降の東北官人補任状況について、史料を総覧して明らかにする。附論三では、東北関連の主な歌枕の用例数増減を、詳細な一覧表を掲示した上で当時の政治状況に即して分析する。

終章では、陸奥の北部四郡が廢絶したと思しき八六〇年頃、ついで北方支配力が再び拡大したと考えられる十世紀半ばを画期として位置付け、特に後者を重要な画期とする自説を改めてまとめた上で、出羽清原氏の権力形成過程について見通しを述べる。清原氏は、従来からの指摘の通り出羽に下向した中央官人の子孫とみてよいが、彼らが卓越した地位を築くことができたのは、現地有力者との密接な婚姻関係の構築が一因であるとする。

以上が本書の内容である。熊谷氏が重視した承和・斉衡の奥郡騒乱について全く異なる評価をし、逆に鎮守府の権限が不安定になるといふ見通しに加え、熊谷説の重要な論拠である岩手郡の成立時期を、十世紀初頭ではなく九世紀初頭に遡らせることで十世紀初頭の画期説を否定すること、熊谷氏が評価しなかった軍事貴

族の鎮守府將軍への補任を重視し、彼らが鎮守府の権限を強めていったとすること、安倍氏の出自を奈良〜平安時代初期以来の移民系豪族の子孫とすることなど、従来の学説と大きく異なる斬新な見通しが提起されている。

個人的な見解ではあるが、熊谷氏が新たな支配体制構築の前提とした九世紀半ばの民夷の分割支配方式に関して評者はかねてから疑問があった。そのため著者の提示する九世紀半ばの騒乱の解釈には頷ける点多かった。郡の廢絶問題に関しても、『延喜式』に当該郡の記載が無い以上、著者の想定は妥当なものと感じられた（ただし岩手郡の成立時期を弘仁年間とみる点に関しては疑問がある）。第二章で論じられた磐井郡の成立に関しては、栗原郡からの分置時期は議論が分かれようが、磐井郡が栗原郡の一部であったという点そのものは首肯できる見解である。

これまで具体的論証の少なかった奥六郡諸郡の成立過程に関して実証的に迫った点は非常に貴重な成果であると言える。さらに、第七章における陸奥国の在庁官人層の分析は評者には新鮮であり、九世紀初頭に存在を確認できる志太連などの氏族が、中央との「縁」を有し、在庁官人層として成長して十世紀半ばに到っても鎮官に補任されていたことには驚かされた。安倍氏・清原氏の出自論にももちろん、平安時代陸奥国の権力構造を考える上で今後必ず参照されるべき貴重な成果であろう。

三 若干の疑問点

本書の学術的意義が大きいことはこのように論をまたないが、疑問がないわけではない。以下、評者が感じた若干の疑問点につ

いて述べさせていただく。^②

(一) 課題設定について

本書は、「鎮守府・秋田城体制」説を中心に、既存の研究にはつきりとした批判を打ち出している。そのため論旨は明快であるかのように思われるが、意外にも実際はそうではない。評者は最後まで著者の描く新しい東北史像が形を結ばなかった。それは先行研究批判を主軸に論を展開する著者の著述スタイルにも起因するのだが、最も大きな原因は、研究史の整理とそれに基づく課題設定において十分に議論が尽くされていないことにあると思われる。

著者は序章において、「平安期東北史研究の現状と課題」と題し本書の目的を述べているが、その分量はわずか五頁で、その内容も本書の概略説明に留まる。従って本書の研究が既存の研究と異なる関係にあるのかが判然とせず、結果として展開される議論の位置づけが不明確になっていると言わざるを得ない。そのため、なぜ「鎮守府・秋田城体制」を全面的に否定しなければならぬのか評者にはいま一つ判然としなかった。同説が仮に現在見直しの進んでいる王朝国家論を下敷きに立論され、中世史研究上の要請から演繹的につくられた学説だとしても、それだけでは全批判の構えをとる理由としては不十分である。これらの批判が各章における部分的な先行研究への言及からではなく、全体を通じての総合的な研究史整理から導き出されたものであれば、より著者の主張する新しい東北史像が明確になったものと思われる。

(二) 北部四郡廃絶問題と鎮守府の独立化について

熊谷公男氏は、奥六郡の成立を鎮守府の受領官化の契機として重視する。そのため著者は「もし、この四郡における鎮守府の支配権が脆弱もしくは皆無であったなら、『鎮守府・秋田城体制』説は少なくとも陸奥に関する限り根底から崩れさることになる」(一八頁)として、第一章において「鎮守府・秋田城体制」説の急所ともいうべき(一七頁)北部四郡の存廃を、第三章においてその廃絶経緯について論じていく。本書の主張の根幹はこの北部四郡存廃論にある。

『延喜式』に記載のない四郡の解釈は重要であるにも関わらず、これに正面から取り組んだ研究は近年ほとんど無く、著者の着眼には大いに敬意を表したい。ただ、これらが著者の主張において最も重要な議論であることをかんがみ、些少な疑問ではあるが評者の思うところを述べたい。

「鎮守府・秋田城体制」説が奥六郡を鎮守府將軍の権力基盤と位置付ける以上、奥六郡の成立時期を曖昧にしたまま議論を進めるべきではない。著者によるこの批判は全く正しい。しかし、著者も言及しているように、陸奥国の郡を権郡、外郡などと呼び事實上特殊な地域であったと見なす見解も存在し、賦役令辺遠回条においては、辺境国での内国とは異なる課税体系が想定されている^③。従って陸奥国の場合、現地の権力構造のあり方を論じる際には、郡の性質そのものから問題とする必要がある。北部四郡の廃絶という事実のみによって、即鎮守府の独立化を否定できるのか、いささか疑問に思われた。

著者は、安定的な北部支配こそが鎮守府の権限を強めると考えているようだが、熊谷氏が、奥郡騒乱を鎮守府独立化の契機とみ

なしたように、不安定な地域にこそ新たな権力構造が萌芽するとは想定可能なことである（第五章は基本的にはこの想定で立論されている）。たとえ北部四郡の著者の指摘するように、九世紀半ば以降の陸奥国北部地域が非常に不安定な地域となったのであれば、その最前線基地である鎮守府の重要性が高まることは十分に考えられる。このような鎮守府が「単なる軍事・外交・交易センター」に留まり続けたという見解にはやはり疑問を感じざるを得ない。

他方、廢絶の契機となった騒乱においては、政府側について蝦夷が多数存在したとみられること、九世紀末の鎮守府において俘囚の書記官への登用がみられることなどからも、四郡の廢絶は、鎮守府、もしくは国府勢力の単純な後退ではなく、蝦夷対中央という単純な図式に留まらない興味深い構造が現出しているようにもみえる。本書は構造上すべての議論が「鎮守府・秋田城体制」説批判に収斂するため、これらの位置づけが重視されていない点が残念に思われた。

(三) 鎮守府將軍の受領官化批判について

第五章において、鎮守府將軍の受領化の契機を一〇世紀初頭に求める熊谷説を批判し、鎮守府將軍の受領罷申が九世紀に遡ることを主張、「罷申の実施を根拠に彼らを受領と同格とみなす熊谷氏の説は疑問である」（一七七頁）とする。この点に關し、熊谷氏は鎮守府將軍による受領罷申の成立だけを以って、「鎮守府・秋田城体制」説を主張しているわけではなく、鎮守府將軍が受領と同格だと述べているわけもないという鈴木拓也氏の批判がある。

評者も同意見であるが、同じ批判を繰り返すことは避け、一点のみ疑問点を述べたい。

評者の理解するところでは、遠藤氏や熊谷氏が鎮守府將軍・秋田城介の受領官化を論じるのは、『新儀式』巻五、諸国受領官奏赴任由事、『西宮記』巻八、受領赴任事、『侍中群要』巻九、帥大式赴任事等に見える「又鎮守府將軍出羽城介等、雖非受領官同召御前賜祿」という文言があるためである。

著者はいくつかの論証の上、前半部の「非受領官」という文言をもっと重視すべきとするが（三三三頁）、ではなぜ「同召御前賜祿」のかは本書の議論後も依然として不明なままである。「非受領官」は「雖」で受けているのであるから、本規定の主眼は「雖」以下、「同召御前賜祿」にあると通常では見なすべきであろう。なぜ鎮守府將軍と秋田城介が、受領官と同じく「同召御前賜祿」のか、この点に蓋然性の高い説明がなされない限り、「鎮守府・秋田城体制」説を克服できたとは言えないのではなからうか。

(四) 衣川の境界機能などについて

著者は第二章において衣川の境界機能を挙げ、この自然発生的な境界性を無視した立郡過程や広域支配圏を想定することは不自然とし、胆沢三郡説批判の傍証に用いる。しかし、いみじくも著者自身が第四章において、「陸奥・出羽といった区分はあくまで国家側が設定したものであって、エミシ側がそれに囚われる必然性はない」（二〇〇頁）と述べているように、国家の政治的・行政的な区分が現地の慣習的・自然発生的な境界と必ずしも一致しないことは十分に有り得ることであり、胆沢三郡説批判の傍証と

しては不適切だろう。また著者は当該期の北東北に築造された末期古墳を取り上げ、その分布からも胆沢三郡の一つである磐井郡域が異質な地域だと主張し、胆沢三郡説の批判とするが、文化的異質性が国家の政治的地域編成に影響を与えたと主張することは、第四章の論理展開と矛盾するのではなからうか。文化的位相と、城柵などの政治的境界との不一致という近年の考古学的研究成果を踏まえれば、文化的位相と政治的領域を安易に対応させることはやや危険ではないかと思われた。

(五) 蝦夷か中央官人か——「移民系豪族」について——

著者は第七章において、「陸奥国内有力者について論じる際、かつてはエミシ系豪族と移民系豪族をはっきり弁別せず、すべてエミシ系か、それに近い存在として扱った研究が多かった」(二一五頁)と指摘し「少なくとも安倍氏の出自を考えるにあたって、エミシか中央官人かという二者択一の議論では済まない研究段階にきているのは確かだと思われる」(二一六頁)と述べる。この点は卓見であり、それに基づく本章の分析は非常に興味深いものとなっている。しかし著者の提起する対案、「言い換えれば、安倍氏が奈良〜平安初期以来の移民系豪族の子孫である可能性、ないしはエミシとの混血などを経つつ、移民系豪族の系統を受け継いできた現地有力者の子孫であるといった可能性」(二一五頁)を考慮すべきとする点にいささかの違和感を覚えた。本書においてはしばしば「混血」という語が用いられるが、これは人種もしくは民族概念を前提とした発想である。しかし人種に関しては、近年、人種を規定するとされてきた生物学的特徴は近代以降に構

築されたものであり存在しないという見方が主流化し、近年の生物学・人類学において人種概念は否定されつつある。他方、民族概念は現在でも多用されているが、民族を同一の言語や文化等の客観的実態を持つ集団ととらえる客観主義・本質主義的民族論は、現在人種概念と同様に厳しく批判されており、ほぼ過去の学説となっている。さらに蝦夷の場合、そもそも蝦夷に(あるいは古代に)民族概念を適用すべきか否かについて長い議論があるが、近年では適用すべきではないとする大町健氏の見解、適用自体は肯定するものの、主観主義的民族論の立場に立ち、蝦夷に客観的な民族指標を認めない藤沢敦氏の見解などがある。いずれの立場にたつにせよ、もはや客観主義的民族論に戻ることはできない以上、「混血」と言う際に何と何が混ざり合うと考えればよいのか、大きな問題であろう。

著者の用いる「混血」は、評者の見る限り婚姻と言い換え可能なものである。しかしそもそも著者も、よもや「蝦夷」が「蝦夷」とのみ婚姻を続けて形成された勢力を「エミシ系豪族」と呼んでいるわけではあるまい。様々な人々との婚姻関係を経てもなお「蝦夷」に出自を持つと認識される人々こそが「エミシ系豪族」だと考えているから、「系」としてはいるはずである。「移民系豪族」もまた同様であろう。従って婚姻(「混血」)の問題は「移民系豪族」に特筆すべき事柄とは思われない。

なぜ、安倍氏の出自が蝦夷か中央官人かどうか問題になつてきたのか、という点を考えると、安倍氏から奥州藤原氏へ連なる権力の源泉を、在地にみるか、中央由来のものとするか、それを分けるものがその出自だと考えられたからであろう。つまり批判さ

れるべきは、様々な帰属関係が想定されるにも拘らず、蝦夷と中央官人（倭人）を対置的に位置づけ、権力の基盤を出自によつて安易に説明しようとする短絡さそのものであろう。著者が「混血」の語を用いる際、残念ながらまさにこの対置的構造が前提とされてはいないだろうか。これがため、著者が鋭く指摘した「蝦夷が中央か」という二者択一問題の解決は、移民系という第三の選択肢を付け加えるものにとどまってしまうたと評者にはみえる。そうではなくて、著者は「エミシ系」・「移民系」といった区分そのものを問い直すべきではなかっただろうか。

以上、評者の視点による疑問点をいくつか列挙したが、本書が今後の平安期東北史研究を大きく前進させる成果であることは疑いない。評者自身、本書を精読する過程で自身の不勉強を痛感するとともに、様々な新しい知見を得ることができた。書評の機会を与えていただいた『史林』編集委員会と、そして著者の渕原氏には厚くお礼を申し上げる次第である。

誠心誠意本書に向き合ったつもりであるが、評者の浅学による誤解、理解不足も多数あるかと思う。また、拙文は本来二〇一四年五月を締め切りとして依頼されたもので、大幅に遅延し適切な書評の時期を逸したことは、ひとえに評者の責である。著者の渕原氏をはじめとして読者の皆様には深くお詫びする次第である。

- ① 遠藤巖「秋田城介の復活」(高橋富雄編『古代東北史の研究』吉川弘文館、一九八六年)、熊谷公男「受領官」鎮守府將軍の成立」(羽下徳彦編『中世の地域社会と交流』吉川弘文館、一九九四年)。以下、熊谷氏の見解を引用する場合には、すべて同論文による。

② 評者は二〇〇七年四月二日、及び同年一〇月二十九日に日本史研究会古代史部会において催された渕原氏の二〇〇七年度大会共同研究報告業績検討会、反省会において報告をさせていただいた。以下の疑問点はこれらの報告内容と重複する点があることをあらかじめお断りさせていただく。

③ 永山修一「賦役令辺遠国条と南九州」(『宮崎考古』石川行恒太郎先生米寿記念特集号、一九八九年)。

④ 鈴木拓也「渕原智幸氏報告「古代末期の東北支配と軍事力編成——国衙軍制成立史の一断面——」に寄せて」(『日本史研究』五四八、二〇〇八年)。

⑤ 本稿では、著者の見解を述べる際には本書の表記にならつてエミシと蝦夷を書き分けるが、地の文では特にこれらを書き分けることはしなかつた。

⑥ 竹沢泰子編「人種概念の普遍性を問う」(人文書院、二〇〇五年)。

⑦ 名和克郎「民族論の発展のために」(『民族学研究』五七—三、一九九二年)。

⑧ 石母田正「日本における α の成立について」(『石母田正著作集 四 古代国家論』岩波書店、一九八九年、初出、一九六五年)、石上英一「古代東アジア地域と日本」(『日本の社会史1 列島内外の交通と国家』岩波書店、一九八七年)のみ挙げる。

⑨ 大町健「東アジアのなかの日本律令国家」(歴史学研究会、日本史研究会編『日本史講座 二 律令国家の展開』東京大学出版会、二〇〇四年)等、藤沢敦「倭と蝦夷と律令国家」『史林』九〇—一、二〇〇七年)等。

(A5判 三八八頁+一〇頁 二〇一三年二月
 塙書房 税別七二〇〇円)
 (立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員)